

所得税の確定申告／市民税・道民税申告

申告の種類で受付が変わります

所得税の確定申告と市民税・道民税申告では、以下のとおり場所も受付方法も違います。自身が必要とする申告内容（所得税の確定申告か市民税・道民税申告か）を確認し、手続きをお願いします。なお、**産業会館では受け付けしていません**ので、御注意ください。

所得税の確定申告（所得税と住民税の両方の申告）

◎確定申告は、自宅などからe-Tax（電子申告）で行うことができます。

所得税の確定申告書は、国税庁ホームページで、パソコンやスマホなどから申告書を作成し、e-Tax（電子申告）で送信するか、印刷して札幌国税局業務センターへ郵送にて提出することができます。

税務署での相談を希望する方は、**入場できる時間枠が指定された入場整理券（税務署での当日配付もしくは国税庁LINE公式アカウントで事前発行）が必要**になり、配付状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります。

なお、税務署ではスマホからの申告を御案内しておりますので、来場いただく際は源泉徴収票等の関係書類のほか、①スマホ、②マイナンバーカード、③数字4桁の「利用者証明用電子証明書のパスワード」、④英数字6～16文字の「署名用電子証明書のパスワード」を御用意いただくようお願いします。

小樽税務署

- ・住所：小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎2階
- ・受付時間：午前9時～午後4時
- ・問合せ先：0134-23-2171（自動音声案内）

スマホ申告の詳細は、右の二次元バーコードからも確認できます。



国税庁e-Tax
キャラクター
イータ君

市民税・道民税申告（住民税のみで所得税が0円の方の申告）

◎2月17日～3月17日は、以下の場所で市民税・道民税申告を受け付けます。

小樽市役所 別館5階会議室

- ・住所：小樽市花園2丁目12番1号
- ・受付時間：午前9時～午後4時
- ・問合せ先（市民税課）：0134-32-4111（内線242～245）

事前に予約してから
来場すると待ち時間
が少なくなるよ！

【事前予約について】

令和7年1月6日（月）から、小樽市ホームページ内の予約フォームより、市民税・道民税の申告相談日時について事前予約ができます。

*予約なしでも先着順で受け付けますが、順番は予約者優先となります。

*予約受付は、相談日の前日、午後5時までです。

*インターネットの利用が難しい方は、市民税課へ御相談ください。

右の二次元バーコードから予約ページへ移動できます。

二次元バーコードを読み取れない場合は、小樽市ホームページ内の「令和7年度市民税・道民税申告」ページより、予約フォームへお進みください。



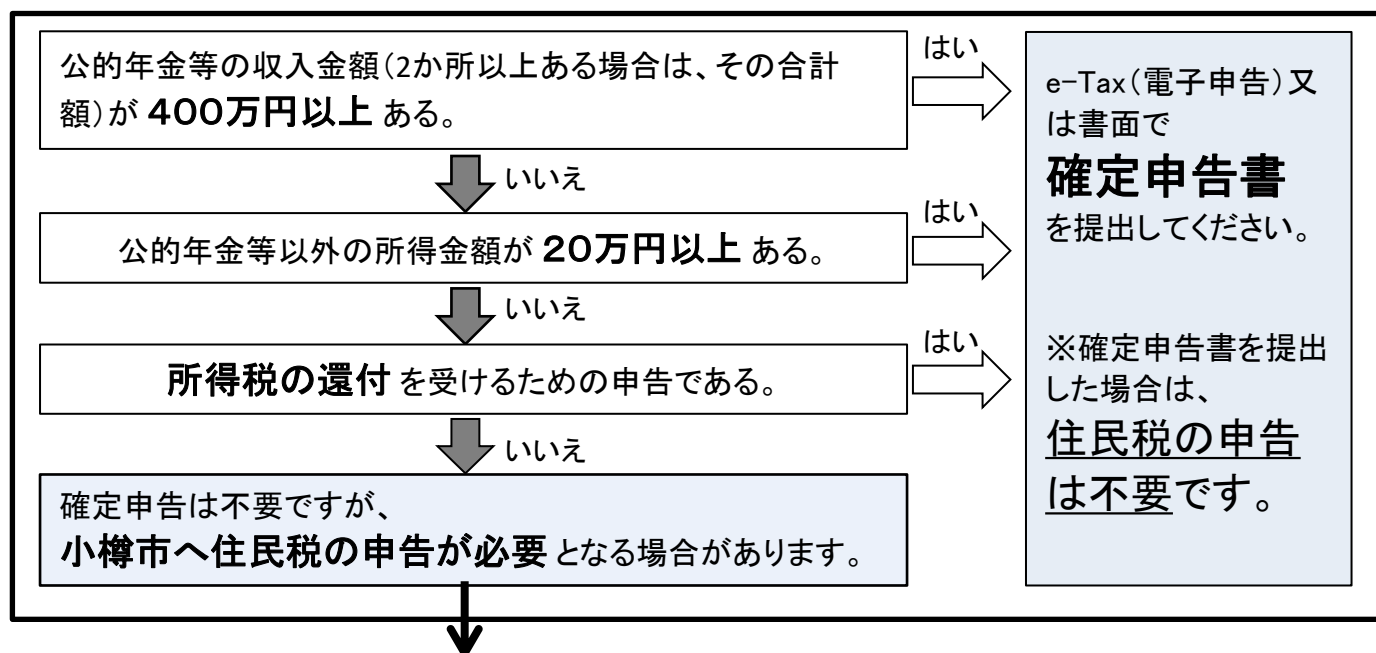
小樽市公式LINE案内人
レッタくん

公的年金等を受給している方へ御連絡です

確定申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります！

公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方は確定申告をする必要はありません(この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます)。ただし、確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要となる場合があります。以下の「申告のイメージ図」を参考としてください。

■申告のイメージ図



住民税の申告が必要な場合(主な例)

- ◎「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を適用して、住民税を減額したい場合(年金から引かれている社会保険料以外の社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者(特別)控除、医療費控除を追加で申告するなど)
- ◎額にかかわらず、公的年金等に係る雑所得以外の所得(例:不動産所得)があるとき など

※源泉徴収票に記載のない控除は、申告をしなければ適用されません！

公的年金等受給者の確定申告不要制度が開始されてから、市民税課へ「課税内容が以前と違う」という問合せが増えています。公的年金等受給者で確定申告も住民税の申告もしなかった場合は、公的年金等の源泉徴収票の記載内容が住民税の税額に反映されます。

公的年金等の源泉徴収票等を確認の上、住民税の申告が必要な方は、小樽市役所に申告書を提出してください。

※住民税について御不明な点がある場合は、以下へお問合せください。

小樽市役所 市民税課 (受付時間: 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)

住所: 小樽市花園2丁目12番1号 電話: 0134-32-4111(内線242～245)